

**憲 法** (配点 60 点)

【出題趣旨】

本問は、社会的にも大きな注目を集めたアサリの産地偽装問題を素材として、それに対する県側の対策を具体化する条例案が答申されたという架空の場面を設定している。そこでは、「産地偽装を防止」することだけでなく、「県産海産物のブランド価値を回復する」ことも目的として掲げられていること、その目的を達成するための手段として、県の認定工場で検査・封印を行った上で、県の認証した販売店で出荷、販売するアサリ以外は、「A県産」と表示することを禁止し、違反した者は罰金刑に処するという「強力な措置」が採られていること、そのためにXのような独自の販路を有する業者も「A県産」と宣伝できない事態が生じていることを正確に押さえることが求められる。

設問に明示されているとおり、職業選択の自由を保障する憲法 22 条 1 項と、表現の自由を保障する憲法 21 条 1 項についての検討が必要であり、それぞれ、関連する判例、学説を踏まえて、職業選択の自由及び表現の自由がどのような形で制約されているのかを的確に把握し、適切な判断基準を定立した上で、本件条例案の憲法適合性を検討することが求められる。

設問 1 では、本件条例案が、一般的には、A県においてアサリ漁を業として行う者の職業活動の自由を制約するものであることを正確に押さえることが求められる。もっとも、本件条例案の規制は、Xのような業態でアサリの販売を行っている者にとっては、営業の存続に関わるものと評価することも可能であり、一定の類型の者については、狭義の職業選択の自由に対する制約も問題となり得る。本件条例案の規制目的のうち、「産地偽装の防止」については、野放しにした場合の弊害を防止する消極的・警察的な目的と見ることが可能であるが、「県産海産物のブランド価値を回復する」ことは、県の経済振興につながる積極的・政策的な目的である。このような複合的な目的であることを踏まえて、適切な審査基準を定立し、具体的な衡量を行うことが求められる。

設問 2 で問題となっている「A県産」という表示は、Xの『A県産』と宣伝できない」という言い分にも現れているように、「営利広告」の要素であり、いわゆる営利広告の自由が問題となる。営利表現の自由が憲法 21 条 1 項で保障されるか、これを肯定するとして、表現の自由に対する規制一般と同様の厳格な審査が妥当なのかといった基礎知識を踏まえて、アサリの販売において「A県産」と表示できないことが営利表現の自由をどのように制約しているのかを的確に見定め、憲法 21 条 1 項適合性について適切な検討を行うことが求められる。

以上